

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年2月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 2を次のように改める。

2 店舗

区	分	使用料月額
楽只市営住宅第7棟	101号及び111号	7,300 ^円
	102号, 103号及び105号から110号まで	7,100
楽只市営住宅第8棟	101号から103号まで及び107号	11,000
	105号及び106号	16,300
	108号	11,400
楽只市営住宅第9棟		7,800
楽只市営住宅第16棟		18,100
錦林市営住宅第7棟		15,500
錦林市営住宅第16棟		8,200
養正市営住宅第8棟		5,200
養正市営住宅第9棟		6,300
壬生東市営住宅第7棟		20,800

三条市営住宅第3棟	107号	7,800
	108号から113号まで及び115号から117号まで	6,200
	118号, 120号から123号まで, 125号及び126号	6,100
三条市営住宅第13棟	106号	20,000
	107号及び108号	26,500
	109号	25,800
	110号	26,000
	111号	20,200
	112号	6,100
三条市営住宅第21棟	111号	19,000
	112号	19,100
	113号	27,100
	114号	27,200
崇仁市営住宅第1棟		6,200
崇仁市営住宅第4棟	106号及び107号	7,100
	108号	7,600
	109号	12,600
	141号から143号まで及び145号	6,100
崇仁市営住宅第9棟		12,300

崇仁市営住宅第22棟	7,900	
崇仁市営住宅第27棟	15,300	
崇仁市営住宅第32棟	18,300	
崇仁市営住宅第41棟	101号	23,100
	102号から105号まで	28,900
	111号から113号まで	36,100
崇仁市営住宅第51棟	101号及び102号	21,600
	104号から106号まで	27,500
崇仁市営住宅第57棟	27,300	
崇仁市営住宅第58棟	27,300	
崇仁市営住宅第59棟	27,500	
南岩本市営住宅	101号	22,000
	102号	29,600
	103号及び104号	28,700
	105号から107号まで	22,800
改進市営住宅第5棟	6,400	
改進市営住宅第7棟	13,200	
改進市営住宅第8棟	101号	83,600
	102号から105号まで	36,900

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に店舗を使用している者でこの規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則別表第3 2に掲げる当該店舗の使用料月額（以下「新使用料月額」という。）がこの規則による改正前の京都市市営住宅条例施行規則別表第3 2に掲げる当該店舗の使用料月額（以下「旧使用料月額」という。）を超えるものに係る次の表の左欄に掲げる年度の当該店舗の使用料月額は、新使用料月額から旧使用料月額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、旧使用料月額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

年 度 の 区 分	率
平 成 2 1 年 度	0. 2
平 成 2 2 年 度	0. 4
平 成 2 3 年 度	0. 6
平 成 2 4 年 度	0. 8

(都市計画局住宅室住宅政策課)